

渋川市地方就職支援金 Q & A

【共通】

Q 1 : 短期大学や専門学校を卒業して就職しましたが対象となりますか？

A 1 : 対象になりません。大学卒業者及び大学院修了者の方が対象です。

Q 2 : 大学院への進学を機に東京圏での通学を開始しましたが対象となりますか？

A 2 : 大学及び大学院の在学期間において、合算して4年以上東京圏内のキャンパスに在学していれば対象となります。大学は4年間関西、大学院は2年間東京圏といった場合ですと対象にはなりません。

Q 3 : 東京圏に住んで通学していましたが、住民票が実家のままです。申請は可能ですか？

A 3 : 居住していたアパートやマンションの賃貸契約書や複数月分の公共料金の領収書等、居住実態がわかる書類をご用意ください。居住実態が確認できれば対象となります。

Q 4 : 内定先企業の所在地が渋川市ではありませんが対象となりますか？

A 4 : 渋川市から通勤可能な群馬県内に所在する企業であれば対象となります。ただし、勤務地が県外の場合は通勤可能であっても対象になりません。

【交通費】

Q 5 : 単位をすでにとり終わり採用内定も得たので、渋川市に先に移住する予定です。支援金の申請は可能ですか？

A 5 : 原則卒業年度の3月末まで東京圏に在住していることを想定していますが、最低限、申請時点において東京圏に居住していれば対象となります。

Q 6 : 自家用車を利用した場合の高速道路料金やガソリン代は対象となりますか？

A 6 : 対象になりません。原則、公共交通機関の利用を想定しています。

Q 7 : 宿泊費も対象になりますか？

A 7 : 交通費以外は対象になりません。

Q 8 : 1 次面接や最終面接等、どの時点の面接が対象となりますか？

A 8 : どの時点の面接かは問いません。選考面接以外にも就職先を決めるための会社訪問等内定前の就職活動に係る交通費であれば対象となります。
なお、就職活動全体を通じ、支給は1度限りです。
また、内定後の研修や懇談会等に要する費用は対象外です。

Q 9 : 複数の企業が集まる合同企業説明会なども対象となりますか？

A 9 : 個別の採用面接及び採用試験に限ります。

Q 1 0 : 交通費領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間有効ですか？

A 1 0 : 前後 1 日を基本とします。それ以上の場合は合理的な理由の有無を確認させていただきます。

Q 1 1 : 在学証明書に学年の記載がありませんが申請可能ですか？

A 1 1 : 発行済みの証明書に加筆及び公印による捺印をもらってください。

【移転費】

Q 1 2 : 移転費の対象外経費はありますか？

A 1 2 : 自家用車やオートバイ、個人的趣味による大型なものや個人的な嗜好の強いものの運搬など、通常の運搬費用の範囲を超えて追加費用がかかるものは対象外です。また、家電リサイクル、不要品やごみの回収費など運送費用と直接関係ないものも含めません。